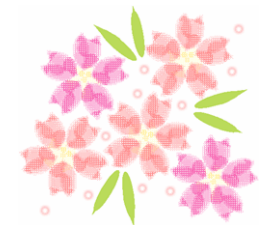


特定非営利活動法人 サマリア

- 活動のご案内 -

★苦勞と希望に
★すべての社会的弱者の
良き隣人である



ホームレス支援全国ネットワーク会員
全国権利擁護支援ネットワーク加盟
埼玉県指定居住支援法人

特定非営利活動法人サマリア サマリア生活相談室
〒359-1151
埼玉県所沢市若狭 4-2478-11 コーポ若狭 101
電話 & Fax 04-2008-0960
携帯 070-5080-3068 メール samaria@jewel.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.samaria2009.net/>

趣旨

ホームレス状態など、困窮した生活を余儀なくされている方々へ、本人の望む生活ができるよう、社会福祉士、精神保健福祉士及び有志スタッフが支援を行います。

サマリアの支援は日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領に則って行っています。

住宅セーフティネット法第40条「居住支援法人」の指定を受けています。

<https://www.samaria2009.net/>

「サマリア」の名前の由来

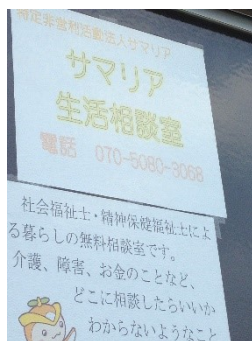
道で行き倒れていた人を親切に介抱したという、新約聖書「ルカによる福音書」の中の「善きサマリア人」の例え話から引用しました。

活動内容(2014年10月現在)

特定非営利活動法人サマリアは、2009年から埼玉県所沢市を拠点に主に埼玉県西部地域で生活困窮者への相談支援の活動をしています。

・サマリア生活相談室

サマリアの活動拠点です。暮らしの心配事や住まいの相談を無料で受付け、原則無料で必要な支援を提供しています。

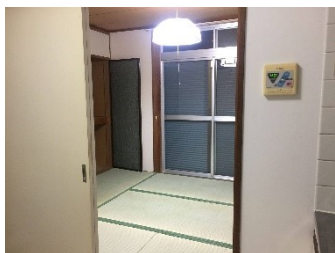


・生活見守りサービス

様々な事情で一人で安定した生活を継続する事が不安な方に、生活全体を見守り適宜必要な支援を提供します。ご本人の希望により金銭管理や服薬確認も行っています。生活見守りサービスはご本人とサマリアとの間で契約を結ぶ有料サービスです。

・生活見守りつきアパート

サマリアが大家さんとなる保証人不要のアパートです。生活見守りサービスを結ぶことが利用の条件となります。利用についての詳細はお問い合わせください。



・シェルター

身を寄せる場所がない人のためのシェルターがあります。どなたでも利用できます。詳しくはお問い合わせください。

・後見制度についての相談支援と法人後見

「後見サマリア」

資産がなくてもどんな経歴の人であっても、人権は守られなければなりません。サマリアでは人権擁護のために成年後見制度の利用が必要と判断した場合には、積極的に制度の利用を支援しています。

経験豊かな社会福祉士が任意後見や成年後見制度についての相談に無料で対応します。必要に応じて候補者探しや家庭裁判所への申立てのお手伝いもしています(原則的に有料で行っていますが、ご本人の経済状況により相談に応じています)。

様々な事情により、個人の候補者を見つけるのが難しい方には、サマリアが「法人後見」という形で後見業務を行います。

※「後見サマリア」のスタッフと協力者

実務スタッフ

専門職後見人の実績がある社会福祉士	3名
精神保健福祉士	1名
一般	2名

相談役	弁護士	1名
-----	-----	----

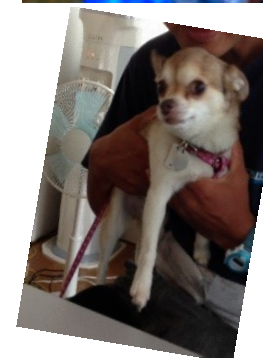


連携 法人後見実施団体

NPO 法人 よこはま成年後見 つばさ



時にはみんなでお花見など



飼い主と一緒にホームレスとなっていたモモちゃん。飼い主さんが生活再建を果たすまでスタッフが自宅で預かっています。



スタッフに料理を教わりながら、自炊生活に挑戦です。

寄付のお願い

サマリアの活動は皆さまからの寄付に支えられています。活動内容にご賛同いただける方からの寄付をお待ちしています。

ゆうちょ銀行 00190-3-765820

(〇一九支店 当座 0765820)

※会員も常時募集しています。

入会金 10,000 円

年会費 10,000 円

※支援や事務局作業を手伝ってくださる
ボランティアも募集中です!

お気軽にお問い合わせください!